

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本方針

平成26年6月

奈良県

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

### 1 本県農業の現状

奈良県では、恵まれた気象条件や高い土地生産力を活かして、古くから農業が発達してきた。奈良盆地では、雨が少ないことから多くのため池が作られ、今でも大小あわせて6000余りのため池が残っている。江戸時代に入ると、農業用水の不足に対応して、米の他に綿や菜種、たばこ等の商品作物が盛んに栽培され、水田を利用した畑作が発展し「田畑輪換」と呼ばれる営農形態が確立されていた。

近年では、京阪神大消費地への至近性を活かしながら高度な栽培技術を駆使して、稲作の他、野菜・果樹・花き・茶・畜産等の収益性の高い多様な農業が展開されており、地域の基幹的産業として位置付けられるとともに、県土・環境の保全、農村景観、伝統文化の継承等、生産以外の面でも重要な役割をはたしている。さらに最近では消費者の安全・安心・新鮮な農産物に対する需要の高まりに対応して、朝市・直売所等を拠点とした地産地消の活動も各地で盛んとなっており、地域の農業の活性化に寄与している。

### 2 農業構造面の特徴と課題

本県農業は、都市近郊の有利性を活かして、野菜・果樹・花き・茶・畜産等の土地生産性の高い農業が発展してきたこと、また一戸あたりの経営規模が狭小で、農家に農地の資産的保有意識が強いため、農地の流動化が進みにくい背景があったこと、さらに高齢化と兼業化、後継者の減少が一層進んでいる中で、農業構造については、農家の大半が零細経営の副業的農家で占められ、専門的な担い手が園芸作物や茶・畜産部門に特化し、土地利用型農業については非常に少ない状況である。

農業の担い手の減少に伴い、耕作放棄地は増加しており、周辺優良農地に及ぼす悪影響や担い手への農用地利用集積の障害となるばかりでなく、奈良らしい農村景観を悪化させている。

このような状況をうけて、耕作放棄地の解消・活用や地域農業の維持・活性化を図るためにも、地域のリーダーとなる専門的な担い手を育成・確保するとともに、兼業・高齢・女性等の多様な農業の担い手の参画、および、集落営農組織を含めた土地利用型農業の担い手の育成が急務となっている。

### 3 基本的な推進方向

このような問題に対処し、今後の本県農業の振興と農村の活性化のため、

- 意欲ある担い手の育成と新規就農者への支援
- マーケティング・コスト戦略に基づく県産農産物の振興
- 奈良の美味しい「食」の創造と発信
- 地域資源を活用した農村地域の活性化

を施策の柱とし、農業、農村が持つ資源を最大限に発揮させることにより、奈良らしい農業・農村の活性化を推進するため、関係機関と連携をとって進めていく。

## (1) 意欲ある担い手の育成と新規就農者への支援

### (意欲ある担い手の育成について)

このため、本県では、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることに鑑み、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する、耕作放棄地も含めた農用地の利用の集積、これらの農業者の経営の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずる。

### (新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成について)

また、本県農業を支える担い手の確保・育成は、農業を魅力とやりがいのある職業とし、農業後継者はもちろんのこと、地域農業の維持・発展のために、非農家や他産業から新たに農業経営を営もうとする青年等（以下、新規就農者という。）を確保し、確実に地域に定着することが重要であり、新たな担い手を支援することにより、本県農業の健全な発展を図るものとする。

意欲ある担い手への農地の集積については、農地中間管理事業を活用し、担い手が活用しやすい形で条件整備等を行い、担い手の農地の基盤強化を支援する。

### (担い手育成に関する目標について)

具体的には、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体については、地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、地域の他産業従事者と均衡する年間労働時間（主たる従事者1人当たりおおむね2,000時間）の水準を達成しつつ、地域の他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たりの年間農業所得おおむね350万円）を確保することができるような農業経営を育成するとともに、兼業農家等多様な担い手の役割を明確にしながら、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

新規就農者については、年間労働時間（1人当たりおおむね2,000時間）は上記の考えを基にし、年間農業所得（1人当たりの年間農業所得おおむね250万円）は施設・機械等の初期投資がかさむことを考慮し、過去の新規就農者の所得目標を参考として定める。

### (目標達成のための支援について)

この目標を達成するため、労働集約型農業については、経営のより一層の発展を図るため、高収益作物等の導入及び産地化を推進し、経営体としての体制が整ったものについては法人化への誘導を図る。一方、土地利用型農業については、経営規模拡大と経営の効率化を図るため、農業経営基盤強化促進事業の積極的な活用により、利用権の設定及び農作業の受委託の積極的な促進を図るとともに、農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農地の連担化、および地域の実情にあった規模の区画整理の推進を行う。

(青年等就農計画の認定等)

- 1 市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等は、青年等就農計画を作成し、これを市町村に提出して、その青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることが出来るものとする。
- 2 市町村は提出された就農計画の内容が基本構想に照らし、適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その計画を認定するものとする。
- 3 就農希望者に対して県では就農に対する相談や研修、就農計画の作成支援などを行い、新規就農を促進するとともに、就農後については定着促進に向けたフォローアップ体制等を整備する。

(6次産業化について)

担い手の育成にあたっては、消費者・実需者のニーズに対応して、生産・加工・販売の一体化等の多角化・高度化・複合化に向けた取り組みを促進する6次産業化を進めるとともに、県農業大学校に6次産業化を進める拠点施設を整備し、本県農産物を熟知した食の担い手を養成する。

(幅広い新たな担い手の育成について)

特に、主たる担い手が明確でない地域の土地利用型農業においては、集落における合意を基本に、農地や地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面で、高齢者や女性の役割を明確にし、兼業農家が相互にメリットを享受できるよう連携協力して取り組む集落営農組織を育成する。さらに、このような集落営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものとして、特定農業団体の育成を図る。

農村における女性は、県内の農業就業人口の約6割を占め農業生産の重要な役割を担っていることから、農業経営改善計画の共同申請の推進や女性農業者による集落営農組織への参加・協力を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

女性農業者や高齢農業者、兼業農家を中心となって最近盛んになってきている農産物の加工や直売といった地産地消の活動については、地域農業の活性化や女性の地位向上、高齢者の生きがいづくりといった多面的な効果が期待でき、さらには耕作放棄地等の発生防止にもつながるものとして、今後とも直売施設の整備や組織育成に対する支援等により、積極的に推進していく。

また、定年退職者などシニア世代への農業への参画支援、障害福祉サービス事業所等と連携した障害者雇用など幅広い新たな担い手の確保、育成についても取り組んでいく。

その他、新規参入、農外企業の参入、雇用就農等多様な担い手による農業を推進し、農地法第3条2項5号に規定する農業委員会が定める別段面積を積極的に活用する等

により農地の有効利用の確保を図る。

(人・農地プランの作成・見直し支援について)

これらの意欲ある担い手への支援の取り組みについては、地域・集落で進める人・農地プランを作成等することにより、担い手への農地集積等、中心となる経営体を支援し、農業・農村の健全な維持発展を目指す。

(2) 奈良の美味しい「食」の創造と発信

県では、首都圏など県内外のレストラン等における県産農産物の活用を促進するなど、奈良の美味しい「食」づくりを進めるとともに、地域ブランド力と販売プロモーションの強化、多様な流通経路の形成による販売促進に取り組むことにより意欲ある担い手の経営基盤の強化を支援する。

(3) マーケティング・コスト戦略に基づく県産農産物の振興

(リーディング・チャレンジ品目の推進について)

本県の農業は小規模な農家が多いことから、小さくとも元気な農業経営が行われることを目指すため、「マーケティング・コスト戦略」に基づき、県産農産物の高付加価値化・高品質化によるブランド化や販路の開拓等に取り組む。

○ リーディング品目の振興

奈良県の主要品目で全国的な産地を形成している農産物をリーディング品目(柿、茶、イチゴ、キク、大和畜産ブランド)と位置づけ、生産・流通・販売に対して支援するとともに、県内の恵まれた自然の中で飼育された畜産物を安定的に提供できるよう生産振興と流通体制の整備を図る。

○ チャレンジ品目の振興

奈良の新たな特産品を創出するため、チャレンジ品目(サクランボ、イチジク、切り花ダリア、切り枝花木、大和野菜、有機野菜\*等)を選定し、生産・流通・販売・組織化を推進する。

※ 有機野菜については個々の生産者のレベルにより生産量が安定せず、リスクが高いため、新規就農者等が有機栽培等、慣行栽培以外の栽培方法を取り入れる場合は実績のある経営体の指導の下、取り組むことを推奨する。

(4) 地域資源を活かした農村地域の活性化

山の辺の道周辺地域など農村資源(農地・人・施政・文化・歴史など)を活かした住民主体となった地域づくりを推進する。

農業生産基盤整備については吉野川分水をはじめ、ダムやため池整備による農業用水の確保、用排水路・農道・圃場の整備、農地開発等を推進してきたが、今後は営農形態の変化や経営規模の拡大に伴う水利施設の整備を図るとともに担い手農家への土地利用集積を図るため、ほ場整備等の生産基盤整備をより一層推進していく。

また、耕作放棄地の発生防止と活用等を目指し、営農が維持できる適切な水管理、農地の管理等、営農条件整備を進めるため、地域の実情、ニーズに応じた小規模な基盤整備を推進していく。

#### (5) 地域別の振興方向について

##### ア 大和平野地域

この地域の平坦部では、野菜、花き園芸が主体となり、少数ではあるが水稻を主幹とする土地利用型農業も展開されている。山麓傾斜地においては、茶や花き、果樹、野菜、畜産等の各部門にわたる多様な農業が定着している。

集約型農業においては、主幹部門の規模拡大及び経営体質の強化を促進し生産性の向上・低コスト化を図る。

また、都市近郊の特性を生かして、直売や観光農業など都市住民との交流による農業の展開も積極的に図るものとする。

一方、土地利用型農業については、集落における合意を基本として農地の集団的利用を誘導し、担い手を明確化しつつ担い手農家への農地の集積を進めるとともに、作業受委託の推進や労働力補完システムの構築等により生産性の高い土地利用型農業を育成する。

また、主たる担い手が明確でない地域においては、集落における合意を基本に、高齢者や女性の役割を明確にしながら、農地の流動化や作業受委託等により担い手の確保・育成も行う集落営農を推進する。

そして、それぞれの経営の熟度に応じて特定農業団体ならびに法人への移行を誘導する。

##### イ 大和高原地域

この地域は比較的ほ場整備が進み、中山間地域の夏季冷涼な気象条件を生かして、水稻を基礎部門としながら国営開発農地を中心に茶、野菜、花き花木類、畜産等の高能率、高品質生産農業が展開されている。

集約型農業においては、高収益、高付加価値作目の積極的な導入も視野に入れた特産物の振興を柱に、恵まれた自然環境や地域資源を生かした都市農村交流活動など、新しい農業分野の開拓を進めていく。

土地利用型農業については、集落における合意を基本として農地の集団的利用を誘導し、担い手を明確化しつつ担い手農家への農地の集積を進めるとともに、作業受委託の推進や労働力補完システムの構築等により生産性の高い土地利用型農業を育成し、それら経営の熟度に応じて法人化への移行を誘導する。

土地利用型農業の担い手が不足し、主たる担い手が明確でない地域においては、集落における合意を基本に、高齢者や女性の役割を明確にしながら農地の流動化、作業受委託等により、担い手の確保・育成も行う集落営農を推進し、経営の熟度に応じて特定農業団体等へと誘導する。

##### ウ 五條・吉野地域

北部の中山間地域では、国営開発農地を中心に、果樹・野菜・花き花木類及び畜産等を基幹とした農業が展開されており、特に柿、梅においては全国屈指の産地を形成している。

集約型農業においては、高収益、高付加価値作目の積極的な導入も視野に入れた特産物の振興を柱に、恵まれた自然環境や地域資源を生かした都市農村交流活動など新しい農業の展開を誘導する。

しかし、一部地域では農村人口の減少もあり、地域農業の担い手が不足する地域も見られる。そのような地域では、担い手を明確化しつつ担い手農家への農地の集積を進めるとともに、作業受委託の推進や労働力補完システムの構築等により生産性の高い土地利用型農業を育成し、それら経営の熟度に応じて法人化への移行を誘導する。主たる担い手が明確でない地域においては、集落における合意を基本に、高齢者や女性の役割を明確にしながら農地の流動化、作業受委託等により、担い手の確保・育成も行う集落営農を推進する。

一方、全国屈指の美林を形成している南部の山村地域においては産業の中心は林業となっており、農業規模は零細で自給的色彩が強く、規模拡大を図ることが困難である。

そのような状況の中で、地域の気象特性、豊かな水資源など地域資源を活用した野菜や花き花木類等の特産物の生産振興及び加工・販売体制の整備が図られている。今後は、高付加価値作目の積極的な導入を進めるとともに、農業者の合意を基に農林業の労働配分の適正化を進め、担い手の育成・確保を図る。

## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

### (1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に優良事例等を踏まえつつ、本県における主要な営農類型についてこれを示すと次の通りである。

[個別経営体]

主 穀 経 営				
営農類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
平坦大規模 主穀	<作付面積等> 水稲キヒカリ 300a 水稲ヒノヒカリ 500a 田植受託 100a 収穫・乾燥 ・調整受託 600a 小麦 800a  <経営耕地面積> 1,600a	<資本装備> トラクター30ps 1台 施肥田植機6条 1台 コンバイン4条刈 1台 乾燥機3t 3台 トラック2t 1台 倉庫・格納庫 150㎡ <その他> ・複数品種の導入による作業ピークの分散。 ・生産調整の達成のため小麦の導入。	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施。 ・農繁期の臨時雇用の確保。
平坦大規模 水稲	<作付面積等> 水稲キヒカリ 300a 水稲ヒノヒカリ 500a 田植受託 100a 収穫・乾燥 ・調整受託 600a  <経営耕地面積> 800a	<資本装備> トラクター30ps 1台 施肥田植機6条 1台 コンバイン4条刈 1台 乾燥機3t 3台 トラック2t 1台 倉庫・格納庫 150㎡ <その他> ・複数品種の導入による作業ピークの分散。 ・作業受託による機械の有効利用。		



中山間大規模 水稲	<作付面積等> 水稲あきたこまち 300a 水稲コシカ 500a 田植受託 100a 収穫・乾燥 ・調整受託 600a <経営耕地面積> 805a	<資本装備> トラクター30ps 1台 施肥田植機6条 1台 コンバイン4条刈1台 乾燥機3t 3台 トラック2t 1台 倉庫・格納庫 150㎡ 育苗ハウス 5a <その他> ・複数品種の導入による作業ピークの分散。 ・平坦地域での作業受託による機械の有効利用。		
<b>野菜経営</b>				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ専作 (11～12月どり)	<作付面積等> 11月どり 20a 12月どり 20a <経営耕地面積> 52a	<資本装備> パイプハウス 40a 育苗ハウス 10a 夜冷育苗施設一式 2a トラクター 15ps 暖房機7.5万kcal 4台 <その他> ・複数作型の導入による作業ピークの分散。 ・夜冷育苗による作期の前進	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離。 ・青色申告の実施。	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施。 ・農繁期の臨時雇用の確保。
イチゴ専作 (高設栽培)	<作付面積等> 高設栽培 30a <経営耕地面積> 36a	<資本装備> パイプハウス 30a 育苗ハウス 6a 高設ベンチ 30a分 温湯暖房機 3台 <その他> ・軽作業化のため高設ベンチの導入。		

<p>イチゴ+ トマト</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; イチゴ 12月どり 30a トマト 半促成 30a  &lt;経営耕地面積&gt; 33a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; パイプハウス 30a 育苗ハウス 3a トラクター 20ps 倉庫・作業舎 50㎡ &lt;その他&gt; ・育苗の改善による生産の安定 ・接ぎ木苗の導入</p>		
<p>ナス専作</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; 夏秋ナス 20a 半促成ナス 20a 水稲 50a  &lt;経営耕地面積&gt; 90a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; パイプハウス 20a トラクター 20ps 倉庫・作業舎 50㎡ &lt;その他&gt; ・夏秋ナスは水稲と輪作して連作障害を回避する</p>		
<p>施設軟弱 (ハウレンソウ+ミズナ)</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; ハウレンソウ 160a ミズナ 40a  &lt;経営耕地面積&gt; 40a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; パイプハウス 40a トラクター 20ps 倉庫・作業舎 50㎡ &lt;その他&gt; ・ハウレンソウは年間4作 ・季節に合った品種の導入</p>		
<p>ネギ専作</p>	<p>&lt;作付面積等&gt; 葉ネギ 270a  &lt;経営耕地面積&gt; 91.2a</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 育苗ハウス 1.2a トラクター 20ps 移植機 1台 倉庫・作業舎 100㎡ &lt;その他&gt; ・移植栽培による年3作栽培</p>		

## 果 樹 経 営

営農類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
カキ専作	<作付面積等> ハウスカキ 早期加温    20a 普通加温    40a 露地カキ 刀根早生    90a 平核無      40a 富有       120a <経営耕地面積> 310a	<資本装備> 鉄骨ハウス    60a スピートスプレー    1台 温風暖房機    6台 倉庫・作業舎    100㎡ 乗用モーター14ps    1台 <その他> ・スピートスプレー、乗用 モーター等の省力化機 械の導入	・複式簿記記帳 の実施による 経営と家計の 分離。 ・青色申告の実 施。	・家族経営協定に 基づく給料制・ 休日制の実施。 ・農繁期の臨時雇 用の確保。
カキ・ウメ 複合	<作付面積等> 露地カキ 刀根早生    120a 平核無      40a 富有       240a ウメ    100a <経営耕地面積> 500a	<資本装備> スピートスプレー    1台 倉庫・作業舎    100㎡ 乗用モーター14ps    1台 <その他> ・スピートスプレー・乗用 モーター等の導入による 規模拡大		
カキ・ウメ 複合+ハウス カキ	<作付面積等> ハウスカキ 普通加温    30a 露地カキ 刀根早生    100a 平核無      30a 富有       160a ウメ    90a <経営耕地面積> 410a	<資本装備> 鉄骨ハウス    30a スピートスプレー    1台 温風暖房機    3台 倉庫・作業舎    100㎡ 乗用モーター14ps    1台 <その他> ・スピートスプレー・乗用 モーター等の導入による 規模拡大		
ナシ専作	<作付面積等> ナシ 幸水・豊水    20a 二十世紀    70a	<資本装備> 果樹棚    100a スプリンクラー    100a スピートスプレー    1台		

	新高 10a 〈経営耕地面積〉 100a	倉庫・作業舎 50㎡ 黄色蛍光灯設備 20a 〈その他〉 ・直売等による安定販売		
赤ナシ専作	〈作付面積等〉 ナシ 幸水 40a 豊水 30a 〈経営耕地面積〉 70a	〈資本装備〉 果樹棚 70a スプリンクラー 70a スポーツプレイヤー 1台 倉庫・作業舎 50㎡ 黄色蛍光灯設備 70a 〈その他〉 ・全量直売による有利販売		
ブドウ専作 (市場出荷+直売)	〈作付面積等〉 ブドウ 巨峰加温 30a 巨峰無加温 20a デラウェア加温 80a デラウェア無加温20a 〈経営耕地面積〉 150a	〈資本装備〉 波状型ハウス 150a 温風暖房機 7台 倉庫・作業舎 50㎡ 〈その他〉 ・作型・品種の適切な組み合わせ		
イチジク専作	〈作付面積等〉 イチジク 加温 40a 無加温 20a 露地 30a 〈経営耕地面積〉 90a	〈資本装備〉 パイプハウス 60a 温風暖房機 4台 倉庫・作業舎 30㎡ 〈その他〉 ・作型の適切な組み合わせ		
<b>花 き 経 営</b>				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
大中輪ギク	〈作付面積等〉	〈資本装備〉	・複式簿記記帳	・家族経営協定に

	輪ギク ハウス (電照) 10a (夏ギク) 10a 露地 (秋挿し) 20a (春挿し) 40a  <経営耕地面積> 70a	パイプハウス 10a トラクター 20ps 畝立てマルチャー 1台 下葉取り機 1台 結束機 1台 切断機 1台 倉庫・作業舎 50㎡ <その他> ・省力機械の導入 ・品種組み合わせによる長期出荷	の実施による 経営と家計の 分離。 ・青色申告の実 施。	基づく給料制・ 休日制の実施。 ・雇用の積極的な 導入
小ギク	<作付面積等> 小ギク ハウス夏ギク10a 露地秋ざし 20a 露地春ざし 90a ハウス電照 10a  <経営耕地面積> 120a	<資本装備> パイプハウス 10a トラクター 20ps 畝立てマルチャー 1台 下葉取り機 1台 結束機 1台 切断機 1台 梱包機 1台 倉庫・作業舎 50㎡ <その他> ・省力機械の導入 ・ハウスの有効利用		
鉢花 (シクラメン 中心)	<作付面積等> シクラメン 25a ガーデンシクラメン 17a 花壇苗 25a  <経営耕地面積> 40a	<資本装備> APハウス 40a 底面吸水ベンチ 25a 温風暖房機 2台 用土混合機 1台 倉庫・作業舎 50㎡ <その他> ・灌水の省力化 ・裏作として花壇苗の 導入		
花壇苗専作	<作付面積等> 花壇苗 パンジー 30a ベゴニア 10a	<資本装備> APハウス 30a ホッピングマシン 1台 フロントローダー 1台		

	ペチュニア 18a	用土混合機	1台	
	マリゴールト 16a	播種機	1台	
	サルビア 14a	温風暖房機	2台	
		倉庫・作業舎	50m <sup>2</sup>	
	<経営耕地面積>	<その他>		
	30a	・施設の年3回転利用		
		・省力機器の導入		

## 茶 経 営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶（てん茶） （共同工場）	<作付面積等> 茶 350a  <経営耕地面積> 350a	<資本装備> 製茶工場建物 260m <sup>2</sup> 生葉自動コンテナ600kg 蒸熱工程 300kg てん茶機 100kg/h 仕上げ工程 1台 乗用型摘採機 1台 防霜扇 350a 倉庫・作業舎 200m <sup>2</sup> <その他> ・3戸共同と補助事業 導入による機械等償 却費低減	・複式簿記記帳 の実施による 経営と家計の 分離。 ・青色申告の実 施。	・家族経営協定に 基づく給料制・ 休日制の実施。 ・農繁期の臨時雇 用の確保。
生葉 （FA工場）	<作付面積等> 茶 400a  <経営耕地面積> 400a	<資本装備> 乗用型摘採機 1台 防霜扇 400a 倉庫・作業舎 200m <sup>2</sup> <その他> ・生葉売りによる製茶 工場償却費の低減		

## 畜 産 経 営

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農	<作付面積等>	<資本装備>	・複式簿記記帳	・家族経営協定に

	経産牛 35頭 飼料作物 イタリアライグラス 75a スーダングラス 75a  <経営耕地面積> 75a	搾乳牛舎 500㎡ ハイプラインミルカー 一式 牛糞処理施設 一式 トラクター 20ps <その他> ・自給飼料の確保 ・牛群検定による生産能力の向上 ・ヘルパーの導入	の実施による 経営と家計の 分離。 ・青色申告の実施。	基づく給料制・ 休日制の実施。 ・雇用の積極的な 導入
肉用牛	<作付面積等> 肉用牛 180頭  <経営耕地面積> -	<資本装備> 肥育牛舎 1,000㎡ 牛糞処理施設 一式 トラクター 20ps <その他> ・効率的飼養管理		
採卵鶏	<作付面積等> 成鶏 10,000羽  <経営耕地面積> -	<資本装備> 成鶏舎 1,340㎡ 自動給餌機 一式 鶏糞発酵施設 一式 <その他> ・衛生管理の徹底 ・飼養管理の省力化		

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
集落営農組織 (水稲+小麦)	<作付面積等> 水稲作業受託 耕起 1500a 代掻き 1000a 田植 1000a 収穫 1200a 乾燥調整 1700a 小麦作業受託 500a <経営耕地面積>	<資本装備> トラクター30ps 2台 施肥田植機6条 2台 コンバイン4条刈 2台 乾燥機3t 3台 倉庫・格納庫 150㎡ <その他> ・複数品種の導入による作業ピークの分散 ・生産調整の達成のため	・複式簿記の実施 ・経理担当者の育成	・パソコンを利用した従事者管理 ・雇用者の労災保険等の加入

	—	め小麦の導入		
集落営農組織 (水稲)	<作付面積等> 水稲作業受託 育苗    3600a 耕起    1500a 代掻き    1500a 田植    1500a 収穫脱穀 4000a <経営耕地面積> —	<資本装備> トラクター30ps 3台 施肥田植機6条 1台 コンバイン4条刈1台 <その他> ・複数品種の導入による作業ピークの分散。		

(組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1に掲げた目標に到達することを基本とする。)

(2) 新たな農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

新規就農者が第1に示した目標を達成するために目指すべき農業経営の指標として、過去の新規就農者の事例等を踏まえつつ、本県における主要な営農類型についてこれを示すと次の通りである。

野菜経営				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
イチゴ専作 (高設+土耕)	<作付面積等> イチゴ 高設栽培 10a 土耕栽培 20a <経営耕地面積> 33a	<資本装備> パイプハウス 30 a 育苗ハウス 3 a 高設ベンチ 10 a 分 <その他> ・軽作業化のための高設ベンチの導入。	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離。 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制・休日制の実施。
イチゴ(土耕) +ナス	<作付面積等> イチゴ 土耕栽培 15 a ナス 夏秋栽培 5 a	<資本装備> パイプハウス 15 a 育苗ハウス 2 a トラクター 20ps 倉庫・作業舎 30m <sup>2</sup> <その他>		



	<経営耕地面積> 22 a	
施設軟弱 (ホウレンソウ +ミズナ)	<作付面積等> ホウレンソウ 120 a ミズナ 30 a <経営耕地面積> 30 a	<資本装備> パイプハウス 30 a トラクター 20ps 倉庫・作業舎 30m <sup>2</sup> <その他> ・ホウレンソウは年間 4作
施設軟弱 (コマツナ)	<作付面積等> コマツナ 140 a <経営耕地面積> 35 a	<資本装備> パイプハウス 35 a トラクター 20ps 倉庫・作業舎 30m <sup>2</sup> <その他> ・コマツナは年間4作
ネギ専作	<作付面積等> 葉ネギ 150 a <経営耕地面積> 50.8a	<資本装備> 育苗ハウス 0.8 a トラクター 20ps 移植機 1台 倉庫・作業舎 50m <sup>2</sup> <その他> ・移植栽培による年3 作栽培

### 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者(経営体)の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積の目標はおおむね次に掲げる程度とする。

<p>効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積の目標</p>	<p>そ の 他</p>
<p>面積シェア 34%</p> <p>なお、面的集積の目標については、農用地が分散状況になっている現状を踏まえ、農地中間管理機構や農地利用集積円滑化団体の取組を促進し、利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。</p>	<p style="text-align: right;">ha</p> <p>目標年度における農用地面積予測値</p> <p style="text-align: right;">22,400</p> <p style="text-align: right;">(利用集積目標面積 7,582)</p>

### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

#### 1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な経営の育成と、第3で示すこれらの経営が地域の農用地利用に占める面積シェア及び面的集積の目標の達成を図るためには、より一層、農地の流動化を推進する必要がある、従来にも増して積極的な取組が必要である。

このため、県は、関係各課、普及組織、農業関係試験研究機関等県内の指導体制を整備するとともに、奈良県農業会議、奈良県農業協同組合中央会、奈良県農業協同組合、農地中間管理機構との間で奈良県農業再生協議会を設置する他、奈良県土地改良事業団体連合会、営農連絡協議会等関係団体と相互に十分な連携を図り、利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業、農地利用集積円滑化事業等を柱として、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講ずる。

また、このような農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に実施し、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営の育成に効果的に結びつくよう、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積その他の農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を集中化する農業経営改善計画認定制度の普及を図る。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

(1) 利用権設定等促進事業に関する事項

利用権設定等促進事業については、県下各地域の特性に即した営農類型における効率的かつ安定的な農業経営の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用を図り、効率的かつ安定的な農業経営への農用地の利用の集積を農作業受委託をも含めた形で推進する。この場合、賃借料、農作業受託料金の適正化を図り、望ましい経営の発展に資するよう努める。

(2) 農用地利用改善事業に関する事項

農用地利用改善事業については、地域における話し合いによる合意形成を通じ、効率的かつ安定的な農業経営の農用地利用の集積を進めるため、土地利用型農業が主である集落を中心に農用地利用改善団体の設立を推進する。

さらに、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあっては、関係者の合意の下に、地区内農用地の受け手となり、その有効利用を図る組織経営体として、特定農業法人又は特定農業団体の設立を推進する。

(3) 農作業受委託等促進事業等に関する事項

委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農地保有合理化事業の実施を促進する事業、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえて、重点的、効果的な実施を図る。

(4) 指導、推進体制の整備

普及組織等の県内の指導機関においては、市町村、農業委員会、農業協同組合等、およびこれらを構成員として設立される地域農業再生協議会、農地利用集積円滑化団体等との連携を進め、地域における指導機能の強化と総合化を図る。

特に、集落の農業の将来方向と育成すべき経営体、更に小規模な兼業農家、生きがい農家、土地持ち非農家の連携及び役割分担の明確化が図られるよう、集落段階における農業者の徹底した話し合いや、自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し適切な指導を行うとともに、その達成のために必要な生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善のための研修を実施する。更に、経営指導を担当する者の養成、農業生産法人の設立・運営に向けた指導強化等を図る。

併せて、農地中間管理機構を青年農業者等育成センターと位置づけ、農業の技術または経営に関する情報の提供、相談等により青年等の就農促進と活動支援を図る。

(5) 農用地の利用集積

地域の実情に合った規模のは場整備の推進と併せて集団化した農地の利用条件の改善を推進するため、基盤整備事業等の積極的な導入、集落農地の効率的利用のた

めの土地利用調整の推進、換地を契機とした利用権の設定、農作業受委託等の総合的推進等により地域の担い手である認定農業者等への農用地の利用集積を促進する。

## 2 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的事項

### (1) 農地利用集積円滑化事業の基本的な推進の方針

本県では担い手の経営農地は面的にまとまっておらず、今後、農地の利用集積を進める上で、担い手にとって使い勝手がよく、規模拡大のメリットが最大限活かせるよう、面的集積が求められている。

そのため、農地の効率的な利用に向け、農地利用集積円滑化事業の適切な実施を確保するため、県下の市街化区域及び森林地域等を除いた全域で事業を展開すること基本とする。

また、県下の基本構想を策定している全市町村において農地利用集積円滑化事業が行われるように、市町村に対し、市町村基本構想への位置づけ、農地利用集積円滑化団体の選定等について必要な助言・支援等を行う。

### (2) 関係機関及び関係団体との連携の確保

本県は、関係各課、普及組織、農業関係試験研究機関等県内の指導体制を整備するとともに、奈良県農業会議、奈良県農業協同組合中央会、奈良県農業協同組合、農地中間管理機構、奈良県土地改良事業団体連合会、営農連絡協議会等関係団体と相互に十分な連携を図り、農地利用集積円滑化事業の促進のための措置を講ずる。

特に農地中間管理機構においては、これまで蓄積された農地の賃貸借のノウハウを活用して、農地利用集積円滑化団体への指導・助言を図る。

### (3) 農地利用集積円滑化事業の推進のための諸施策

本県は、市町村において農地利用集積円滑化事業が円滑に実施できるよう、農地に係る情報提供の共有化を進めるとともに、事業の啓発普及のための説明会の開催等に努める。

## 3 農地中間管理事業の推進に関する事項

農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。農地中間管理事業は、適切に作成された「人・農地プラン」を農地集積の中心とし、地域ぐるみで農用地の流動化に取り組む区域や農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域などにおいて重点的に実施する。

農用地の利用の効率化及び高度化を促進するために農地中間管理機構が貸付けを行う担い手の農用地の利用状況等を把握し、分散錯圃の解消を図り、連たん化、団地化を図る。また、再生して周辺農地と一体的かつ効率的に利用することが可能な耕作放棄地は速やかに再生利用を図り、耕作放棄地の解消・活用に積極的に取り組

む。さらに本県ではマーケティング・コスト戦略に基づいた県産農産物の振興を図っており、当該生産を行うことで安定的な経営を営む者においても重点的に実施する。なお、農用地として利用することが困難なときは、農地中間管理権を取得しないものとする。

#### 4 農地中間管理機構が行う特例事業の推進に関する事項

農地中間管理機構は農地中間管理事業のほか、次に掲げる事業を行うものとする。

- 1 農用地等を買入れ、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）
- 2 農用地を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し、当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業
- 3 農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人に対し1の農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- 4 1の農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

事業実施にあたっては農地中間管理機構が実施する特例事業の実施区域内の全域で活用されるよう努めるとともに農地中間管理事業による貸借による農地集積・集約化の取組を阻害しないよう留意する。

#### 附則

- 1 この基本方針は、平成6年2月28日制定
- 2 平成12年4月4日改正
- 3 平成18年3月31日改正
- 4 平成22年3月12日改正
- 5 平成26年6月16日改正